

(別 紙)

パレスチナ自治区ガザにおける武力紛争の即時停止と人道支援について日本政府の一層の外交努力を求める意見書（案）

昨年 12 月、パレスチナ武装勢力ハマスのイスラエル領内への越境攻撃によって、一般市民が犠牲になるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍が「自衛」を口実に、ハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行っている。この戦闘において一般市民、特におびただしい数の子どもや女性が犠牲になっている。

国際連合総会は、12 月 12 日、特に子どもを守る重要性に鑑み、ガザ地区での人道的な即時停戦や全ての人質の即時解放を求める決議を我が国を含む 153 カ国の賛成によって採択しており、一般市民の危機状況を改善しなければならないとの国際社会の意思が表明されたところである。

しかしながら、現在も命の危険にさらされ続けている人々の状況は極めて深刻であり、国際人道法のいかなる場合においても生命と尊厳を守るべきとの理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の緊急的解決を図ることが求められている。上川陽子外務大臣は 2 月 16 日の記者会見で、イスラエル軍がパレスチナ自治区ガザ地区の南部ラファに侵攻する計画を進めていることについて、「(ラファは) 人口過密状態であり、民間人保護のための十分な措置がとられないまま軍事作戦が継続すれば、さらに多くの犠牲者が発生する惨事となることは明らかだ」と指摘している。

本市議会では、1984（昭和 59）年、世界の恒久平和の実現を目指し「非核平和都市」を宣言しており、この状況を黙って見過ごすことはできない。そのような立場から、国においては、関係国・国際機関と連携しつつ、全ての当事者に対して国連総会の決議に基づくあらゆる外交努力を尽くし、ガザ地区における人道的停戦及び人質の即時解放に向けた取り組みを継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 日
高 松 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} 宛